

事務連絡  
令和3年5月17日

都道府県・政令指定都市  
〔 男女共同参画主管部局長 〕  
〔 防災・危機管理主管部局長 〕 殿

内閣府男女共同参画局総務課  
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラムの活用について（依頼）

平素より、男女共同参画社会の形成及び防災に関する施策の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、令和2年5月29日付け府共第322号・府政防第1222号「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～に基づく取組の促進について（依頼）」（以下「ガイドライン」という。）において、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を依頼しているところ、この度、ガイドラインの内容を学ぶためのプログラムを作成しました。

本プログラムは、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、男女共同参画の視点から取り組むべきポイントを事例とともに示しており、3部構成（セッション1・2は座学、セッション3はワークショップ）となっています。印刷・投影用教材と動画教材がありますので、防災に関する研修だけでなく、勉強会や防災・男女共同参画関連のイベントにおいても、幅広く御活用いただくことができます。

防災・危機管理主管部局及び男女共同参画主管部局におかれましては、貴団体で災害対応に携わる職員の皆様が、男女共同参画の視点からの防災・復興について理解し行動することができるよう、ガイドラインとともに、本プログラムを積極的に御活用いただきますようお願い申し上げます。また、内閣府が実施する「地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業」（今後募集を予定）により研修や勉強会の講師となる有識者を派遣することも可能ですので、下記連絡先までお問合せください。

都道府県におかれましては、管内市区町村（政令指定都市を除く）に対して、本事務連絡を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム

ダウンロード：<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/index.html>

<連絡先>

内閣府男女共同参画局総務課 藤田、井出

TEL 03-6257-1355（直通）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 赤司、長谷川、村上

TEL 03-3501-5191（直通）